

議案第 4 4 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
職員の旅費に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を  
次のように改正する。

別表第 2 (3)死亡手当の項中「6 級」を「6 级以上」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

7 級の職務にある者に係る死亡手当の支給額を定める必要がある。